


戸田市立芦原小学校生涯学習施設利用の手引き


 開館時間 午前9時から午後9時まで
ふれあいラウンジの小学生以下のみの利用は「夕やけチャイム」までとなります。

 休館日 年末年始（12/29～1/3）その他教育委員会が必要と認める日

施設

ふれあいラウンジ	地域の憩いの場、サークルの打ち合わせなどにご利用いただけます。
生涯学習ギャラリー	絵画や写真、造形作品を展示することができます。
集会室	講演会、講習会などにご利用いただけます。 (机配置は60人、イスのみは80人収容) 飲食禁止
クラブハウス会議室 〔1・2両室〕	講演会、講習会、会議室、託児室などにご利用いただけます。 (机配置は40人、イスのみは60人収容) 飲食禁止

利用料金は無料です

 利用申込窓口 **芦原小学校生涯学習施設クラブハウス事務室**
住所 戸田市大字新曽1961番地
電話 048(432)6123 (FAX同じ番号)

利用方法

利用登録（ふれあいラウンジ以外）

事前に利用登録が必要です。クラブハウス事務室に「戸田市立芦原小学校生涯学習施設登録申請書」及び「戸田市立芦原小学校生涯学習施設団体登録者名簿」を提出し、登録を行ってください。登録が済みましたら、認定証を交付します。（毎年度登録更新が必要です）

【登録要件】

芦原小学校又は新曽北小学校区内に本拠又は住所を有する団体等であり、以下を満たすもの。

団体登録 5人以上とし、構成員の7割が市内在住、在勤、在学者である社会教育関係団体又はコミュニティ団体等

個人登録 市内在住、在勤、在学者

個人登録の利用は生涯学習ギャラリーのみとなります。

利用方法

【集会室・クラブハウス会議室・生涯学習ギャラリー】

事前にクラブハウス事務室に「戸田市立芦原小学校生涯学習施設利用許可申請書」を提出してください。後日、利用許可書を交付します。

利用当日はクラブハウス事務室に利用許可書を提示し、受付をしてください。

【ふれあいラウンジ】

利用登録は不要です。利用する際にクラブハウス事務室で受付をしてください。

事務室で渡される許可証を身に付けて利用してください。利用後、事務室へ返却してください。

▶▶ 予約・申込開始日


ふれあいラウンジ	予約の必要はありません
生涯学習ギャラリー	利用月の3ヶ月前の1日から
集会室	利用月の3ヶ月前の1日から
クラブハウス会議室	利用月の2ヶ月前の1日から

平日の午後6時から9時及び学校休業日は学校施設開放団体の優先利用となります。


▶▶ テレビ等の備品を使用する場合は、クラブハウス事務室で許可を受けてください。

 利用の制限


- ▶▶ 営利を目的とする場合。
- ▶▶ 政治活動を行う場合。
- ▶▶ 宗教活動を行う場合。
- ▶▶ 風俗をみだしたり、公共の福祉に反すると思われる場合。
- ▶▶ その他教育委員会が施設の利用を不当と認めるとき。

 禁止事項


- ▶▶ 飲酒すること。
- ▶▶ 喫煙すること（小学校敷地内は禁煙です）。
- ▶▶ 他人の迷惑になること。
- ▶▶ 許可外の施設を利用すること。
- ▶▶ 利用の権利を他人に譲ったり、貸したりすること。
- ▶▶ 私物を施設内に放置すること。

 注意事項

- ▶▶ 利用時間は、準備から整理・清掃までの時間を含みますので厳守してください。
- ▶▶ ごみは、必ず持ち帰ってください。
- ▶▶ 施設の備品類は、丁寧に取り扱いってください。もし備品等をき損したときは、直ちに係員に申し出てください。（実費弁償をしていただきます。）
- ▶▶ 許可条件を付せられた事項は、必ず守ってください。
- ▶▶ 来館時は、徒歩もしくは公共の交通機関をご利用ください。
- ▶▶ その他施設の利用に当たっては、係員の指示に従ってください。

 利用の取り消し

- ▶▶ 利用を取り消す場合は、クラブハウス事務室へすみやかに連絡してください。

 お願い

- ▶▶ 気持ちよく施設を使用していただくために、施設利用時に学校関係者（教員、児童等）に出会ったら挨拶をお願いします。

問い合わせ

戸田市教育委員会 生涯学習課（戸田市上戸田1-18-1）

電話 048(441)1800 FAX 048(432)9910